

大和市障害福祉センター松風園条例及び大和市障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第12号

大和市障害福祉センター松風園条例及び大和市障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例

(大和市障害福祉センター松風園条例の一部改正)

第1条 大和市障害福祉センター松風園条例(昭和52年大和市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(大和市障害者自立支援センター条例の一部改正)

第2条 大和市障害者自立支援センター条例(平成17年大和市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 法第5条第18項に規定する相談支援に関する事業

第21条第1項中「規定する事業」を「掲げる事業」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。